

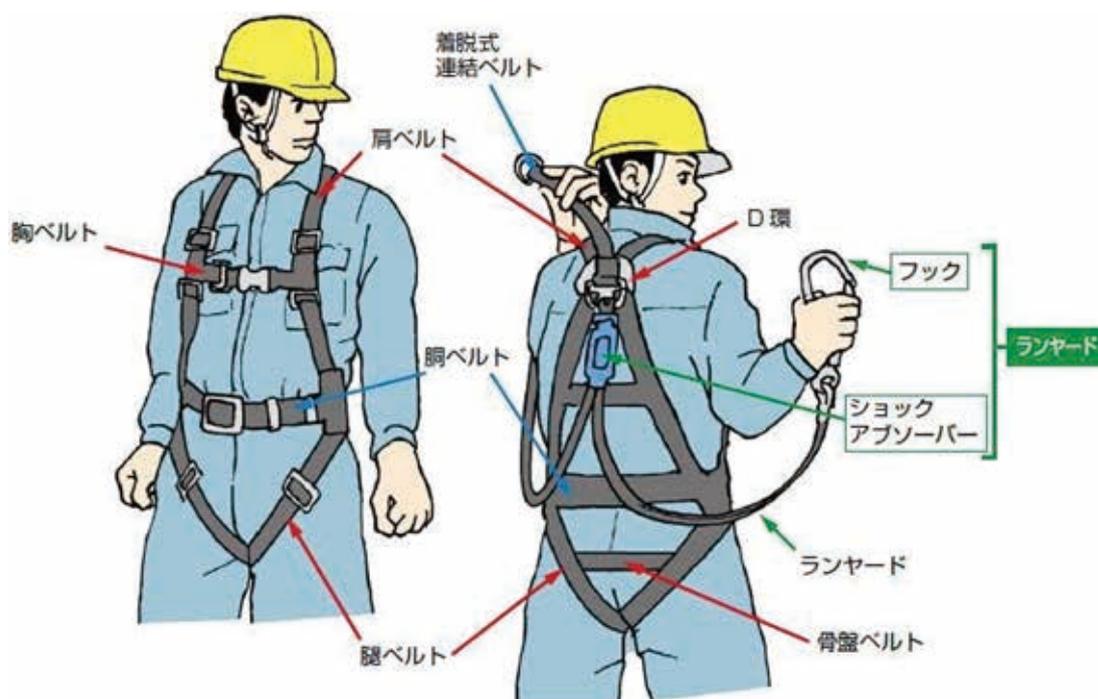
『電気通信業務』

安全衛生のポイント

高所での作業、重機での作業

(1) 墜落制止用器具(安全帯)の使用

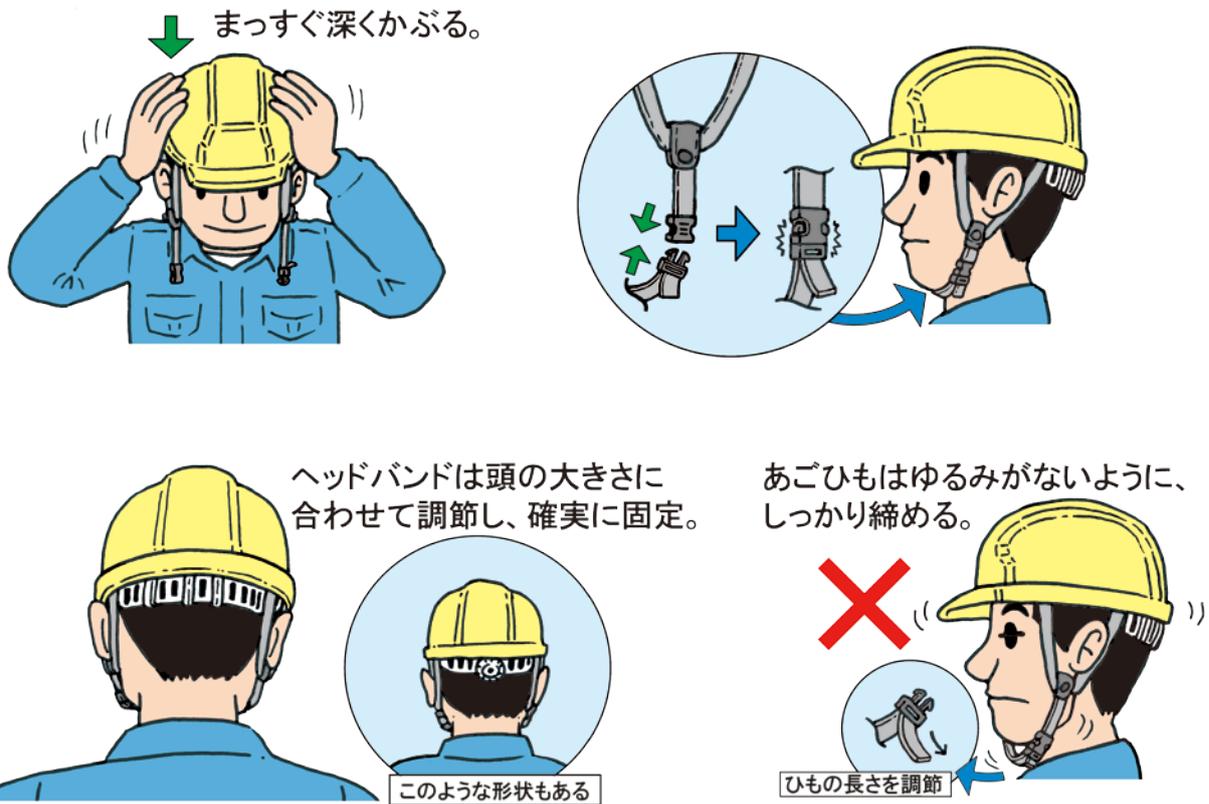
墜落制止用器具(安全帯)は、フルハーネス型のもの使用を原則とします。



〈特別教育〉

高さが2 m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)を行う者は特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

(2) 保護帽の着用



- ①高所作業では墜落時保護用の保護帽（帽体内部に発砲スチロールの衝撃吸収ライナーが装備されているもの）を使用します。
- ②保護帽は、頭部背面にあるヘッドバンドで長さを調節するとともに、あごひもをしっかりと締め、作業中にぐらつきがないように使用します。

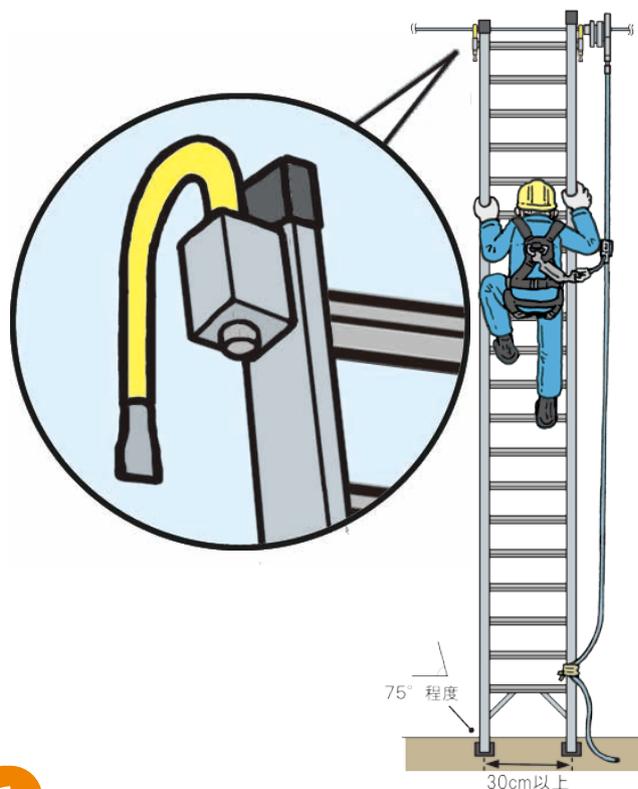
(3) 柱上での作業



守るべきこと

- ①絶対に無ロープ状態になってはいけません。
- ②安全ブロックなど昇降用墜落防止器具を使用します。
- ③安全ブロックのフックをD環にかけるときには、音と目と指差し呼称で確認します。

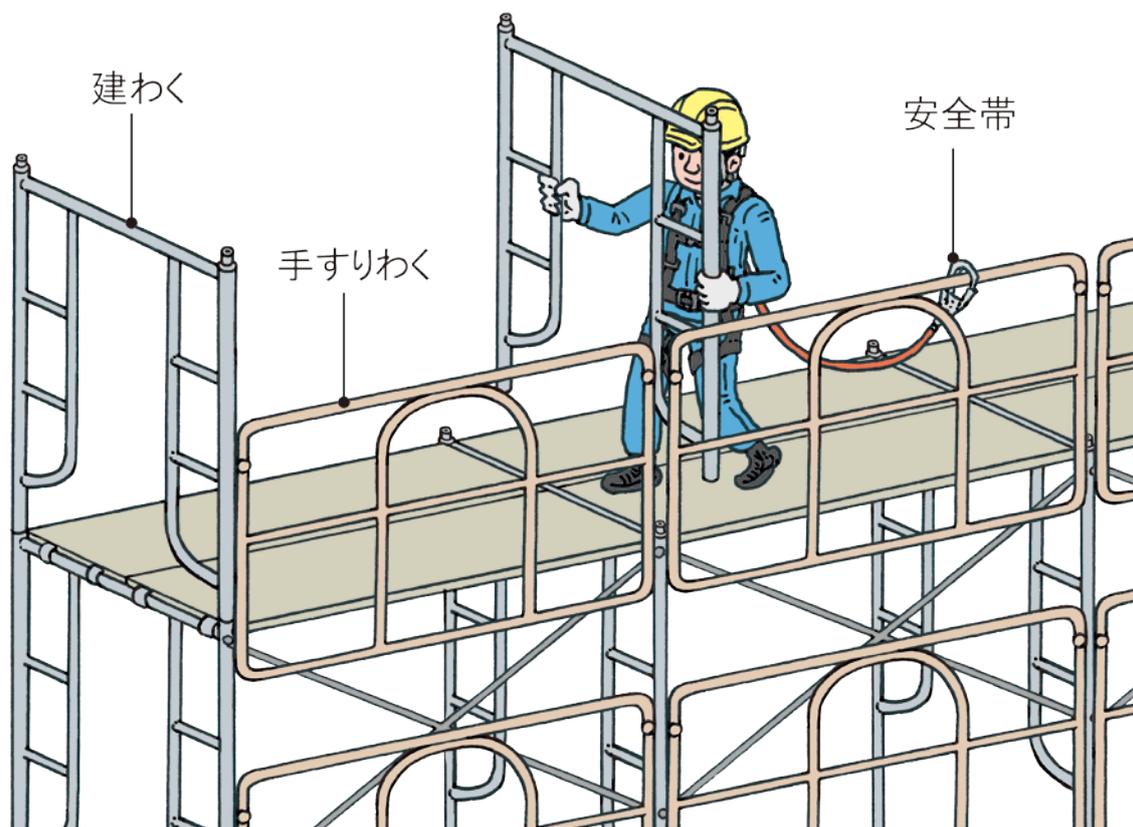
(4) はしごでの作業



守るべきこと

- ① 高さ、深さが 1.5m を超えるときは、安全な昇降設備を設けます。
- ② 墜落の危険性があるときは、親綱による墜落防止装置等を使用します。
- ③ はしごは安定した状態で設置します。
- ④ はしごの上部は 60cm 以上突き出して使用します。
- ⑤ はしごは幅が 30cm 以上、踏みさん等間隔のもの脚部に滑り止めの付いているものを使用します。
- ⑥ 設置角度は 75° 程度とします。
- ⑦ はしごは、他の作業員が支えます。
- ⑧ はしご上で反動のかかる作業をしてはいけません。
- ⑨ 物を持ったまま昇降してはいけません。

(5) 足場での作業



守るべきこと

- ①足場と建物間に渡り通路を設置します。
- ②足場上に資材等を放置してはいけません。
- ③エンドストッパーを設置します。
- ④垂直ネットを設けます。
- ⑤積載荷重は1スパン400kg以下とします。
- ⑥作業床は40cm以上、作業床の隙間は3cm以下とします。
- ⑦床材と建地とのすき間は、12cm未満とします。
- ⑧足場上では墜落制止用器具（安全帯）を使用します。

(6) 建柱作業：クレーン運転の資格が必要

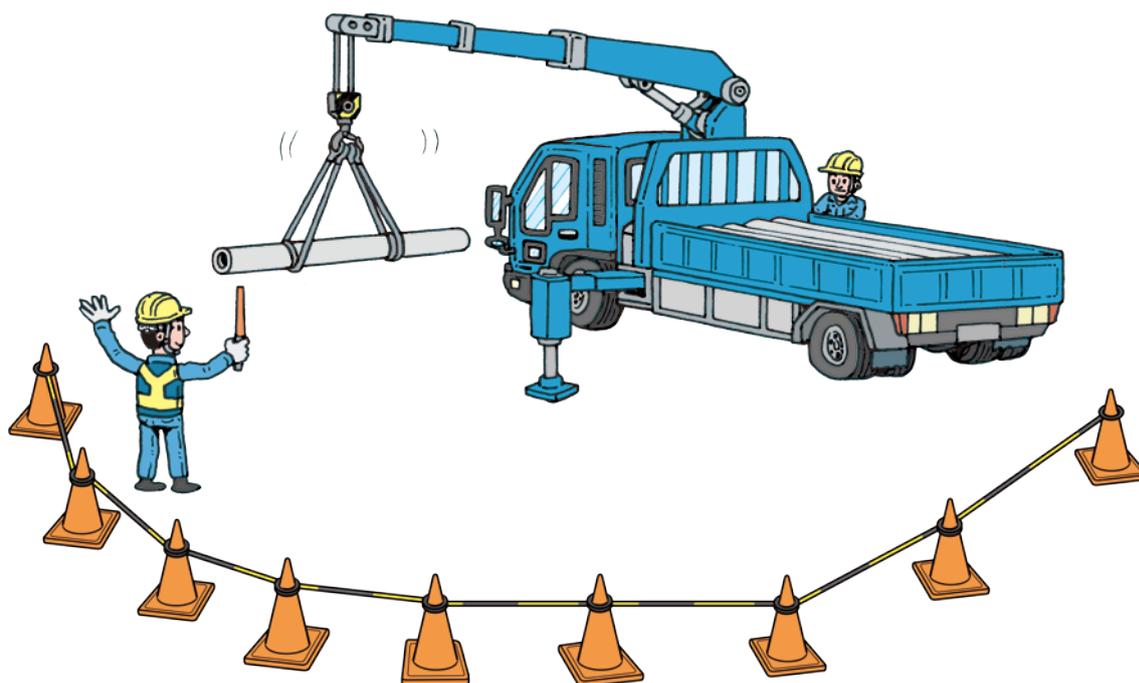
建柱作業に使用する穴掘建柱車の操作には、車両系建設機械運転の資格と、移動式クレーン運転の資格が必要です。また、玉掛け作業においても玉掛けの資格が必要です。

作業内容	機体重量	必要な資格
車両系建設機械 運転の業務	3t以上の車両系建設機械（締固め用機械、コンクリート打設用機械を除く）	車両系建設の運転に係る技能講習
	締固め用機械、コンクリート打設用機械及び3t未満の車両系建設機械	車両系建設の運転操作に係る特別教育

作業内容	つり上げ荷重	必要な資格
移動式クレーン 運転の業務	つり上げ荷重が5t以上	移動式クレーン運転免許
	つり上げ荷重が1t以上 5t未満	小型移動式クレーン 運転技能講習
玉掛けの業務	つり上げ荷重が1t以上	玉掛けの技能講習
	つり上げ荷重が0.5t以上 1t未満	玉掛けの業務に係る 特別教育

※つり上げ荷重とは、つり荷の重量ではなく、移動式クレーンのつり上げ荷重のことをいいます。

(7) 重量物の荷揚げ作業



守るべきこと

- ①作業範囲は立入禁止とします。
- ②荷が接地面から離れたら一旦停止し、状況を確認します。
- ③つり荷の下に入ってはいけません。
- ④ブームの延長線上に立ってはいけません。

(8) 安全運転の基本的心得

- ①ヘルメットや安全用具を着用し、服装を整えて運転します。
- ②運転者は、資格証を携帯して運転します。
- ③運転開始前にブレーキ及びクラッチなど、決められた作業前点検を必ず実施し、異常のないことを確認します。
- ④運転者以外の人を運転席やその他の箇所に乗せてはいけません。
- ⑤車体への搭乗は、備え付けのタラップ、手すりを使用します。
- ⑥車体はいつも清潔にし、油などで汚れた手でレバーなどを操作してはいけません。
- ⑦運転者は、エンジンをかけたまま運転席を離れてはなりません。
- ⑧作業中止及び作業終了後は、アタッチメントを地上に降ろし、クラッチを切ってブレーキを確実にかけるとともにエンジンを止めキーを抜き取って所定の場所に保管します。

